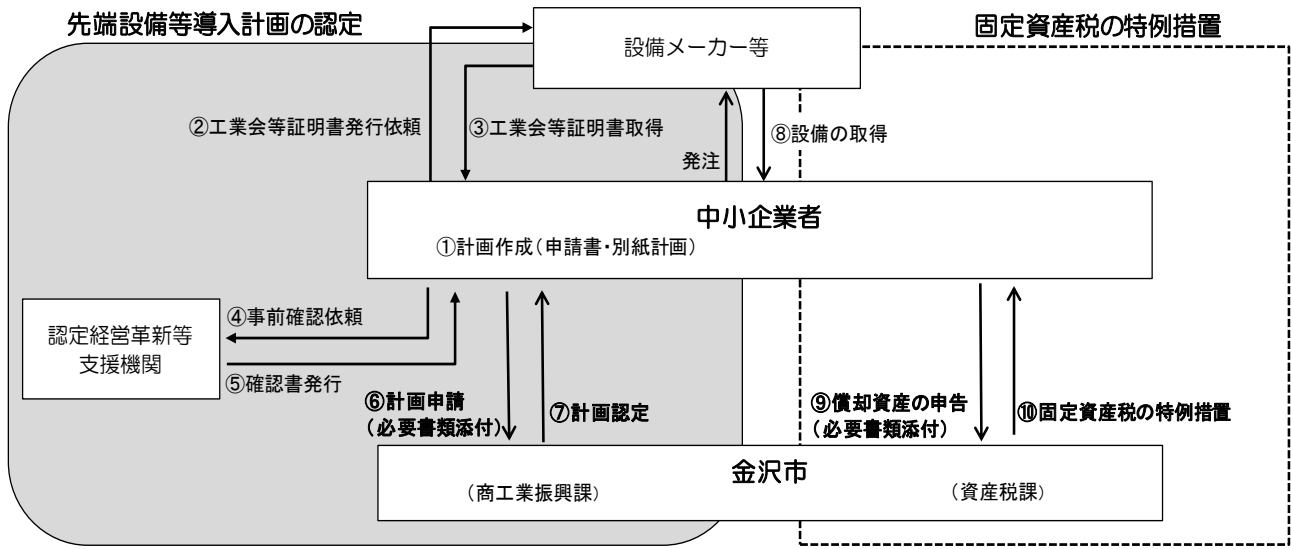


中小企業等経営強化法による支援について（令和5年3月31日以前取得分）

中小企業等経営強化法では、先端設備等を導入する中小企業者が、事業所のある自治体から「先端設備等導入計画」の認定を受けることで、地方税法等の規定による固定資産税（償却資産）の特例措置、各種支援を受けることができます。

1. 手続きの流れ（イメージ図）



先端設備等導入計画の認定について

計画の認定を受けるには、上図①申請書・別紙計画 ③工業会等証明書（誓約書添付）⑤認定経営革新等支援機関の確認書に加え、提出書類チェックシートを商工業振興課に提出してください。申請書等の様式及び記載例については、商工業振興課ホームページでダウンロードできますので、申請される事業者の方は必ずホームページをご覧ください。

2. 計画認定手続きに係る注意点

- 「先端設備等導入計画」の認定前に設備を取得されると、計画認定や各種支援が受けられなくなります。
- 認定された計画について変更が生じる場合、計画変更申請・認定が必要です。

★ 直接生産、販売等の用に供される事業用家屋であることが必要であるため、寄宿舍は対象外となります。

事業用と居住用が一体となっている家屋については対象となり、事業専用割合に応じた部分が対象となります。

増築・リフォームについては適用対象となりません。新築の判断基準については建築確認済証に記載されています。

★★ 事業用家屋と同様に、寄宿舍のような間接部門における構築物は対象となりません。

3. 固定資産税の特例措置に係る注意点

- 計画認定申請時に提出できなかった場合でも、計画認定後から1月1日（賦課期日）までに「誓約書※1」及び「工業会等証明書(写)」を商工業振興課へ提出することで3年間固定資産税の特例を受けることが可能です。
- 「先端設備等導入計画」と「固定資産税（償却資産）の特例措置」の対象者及び対象設備は要件が異なります。詳細につきましては資産税課ホームページをご確認ください。

4. 固定資産税（償却資産）の特例措置の概要

特例措置	固定資産税の課税標準が、 下記対象設備に対して新たに課税されることとなった年度から3年度分に限り、ゼロとなります
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち 旧地方税法附則第64条に規定する 中小事業者等（大企業の子会社・組合等を除く） （＝ 1月1日現在、資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業者 ）
対象設備	<p><事業用家屋（★）の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築した事業用家屋であること（建築確認済証で確認） ・家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置されること ・取得価額が120万円以上で、設置される先端設備の取得価額の合計が300万円以上であること <p><事業用家屋以外の設備の要件> 減価償却資産の種類（取得価額/販売開始時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆構築物(120万円以上/14年以内)(★★) ◆機械装置(160万円以上/10年以内)◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具及び備品(30万円以上/6年以内)◆建物附属設備(60万円以上/14年以内) <p><u>上記の設備は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する必要があります</u></p> <p><その他の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に従って取得した設備であること ・労働生産性が年平均3%以上向上するもの ・中古資産、ソフトウェアでないこと ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること
設備取得期間	先端設備等導入計画の認定日～令和5年3月31日まで
必要書類	課税標準の特例に係る届出書(金沢市様式※2)、先端設備等導入計画認定書(写)※3、先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)※3、認定経営革新等支援機関による先端設備等導入計画に関する確認書(写)、工業会等による生産性向上要件証明書(写)、中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例チェックシート(金沢市様式)※4、を償却資産の申告書(法定期限1月末)に併せて提出。リース会社が特例の届出書を提出する場合、リース契約書(写)、固定資産税軽減計算書(写)を提出。事業用家屋が含まれる場合は、建築確認済証(写)、家屋の見取図(写)、先端設備等の購入契約書等(写)も併せて提出。

※1の様式については中小企業庁、※2※4の様式については資産税課ホームページからダウンロードしてください。

※3計画の変更申請を行った場合は、変更後の書類をご提出ください。

※4 継続して特例を受ける場合（2年目以降）は、特例チェックシートと申告書をご提出ください。

【問い合わせ及び書類の提出先】 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

○先端設備等導入計画に関すること 商工労働課 TEL:076-220-2205 FAX:076-260-7191

○固定資産税の特例措置に関すること 資産税課償却資産係 TEL:076-220-2158 FAX:076-220-2182